

消 食 表 第 372 号
令 和 7 年 5 月 13 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

消 費 者 庁 次 長
(公 印 省 略)

「食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出
について」の一部改正について

食品表示法（平成25年法律第70号）第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出制度については、令和3年6月以降、厚生労働省の食品衛生申請等システム（以下「申請システム」という。）の活用を推奨して行われており、その届出の受理に関する事務は、食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）第7条第1項第7号において、当該届出に係る食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市（食品表示法第15条第5項に規定する保健所を設置する市をいう。）又は特別区にあっては、市長又は区長。）が行うことと規定されています。

他方、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第58条第1項では、食品等の回収の届出先は都道府県知事とされ、同法第76条において「保健所を設置する市又は特別区にあっては、「市長」又は「区長」とする。」と規定されている点においては食品表示法と同様ですが、「営業者が届出を行う都道府県知事は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に限られず、例えば、法人内において自主回収を実際に担う部門が本社とは別の都道府県に所在する場合にあっては、届出は当該部門の所在地（以下「施設所在地」という。）を管轄する都道府県知事に対して行って差し支えなく、最も効率的に回収できる部門が責任をもって回収作業に着手するよう指導されたいこと。」とされています（「食品衛生法第58条第1項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令の制定について」（令和元年12月27日付け消表対第1201号、生食発1227第1号 消費者庁次長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食

品安全審議官（連名通知））。このように同一の申請システムを用いているにもかかわらず、食品衛生法と食品表示法とで食品関連事業者等の自主回収の届出先が異なっていることにより、食品関連事業者等が食品表示法に関して自主回収を行った場合に、食品衛生法の規定に準じた届出先である施設所在地の自治体に届け出る事例が頻発しており、その都度、自治体が当該食品関連事業者等に対して届出先の修正等を説明する手間等が生じ、公表の遅延にもつながっています。

そのような中、現在、自治体が食品関連事業者等から届出を受理した場合は、当該自治体は申請システムを活用して消費者庁へ報告することとなりますが、全ての自治体が申請システムを活用している現状の下では、上記の実態があっても、施設所在地を管轄する自治体が食品関連事業者等からの届出を消費者庁に報告する過程で、主たる事務所の所在地を管轄する自治体も速やかに当該届出を把握することとなっています。

これらのことを踏まえ、自主回収の届出先に関する事項について、また、あわせて、多くの自治体から運用上の是正の要望があった事項について、別添のとおり、「食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出について」（令和3年2月26日付け消食表第80号消費者庁次長通知）の一部を改正しましたので、関係部局や貴管内食品関連事業者等に対する周知徹底を始め、その運用に遺漏なきようお願い計らいのほどよろしくお願いします。

なお、食品表示法違反等の食品について、食品衛生上の問題がなく、かつ表示の是正をすることが可能な場合においては、表示の是正を行った上で、食品としての利用を図るなど、過剰な回収による食品ロスにつながらないよう、併せて食品関連事業者等へ助言をお願いします。

(連絡先) 消費者庁食品表示課 吉田、藤田 TEL:03-3507-9144（直通）

別添

制定 令和3年2月26日消食表第80号
一部改正 令和7年5月13日消食表第372号

食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出

第1 食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出の対象等

届出の対象は、「食品表示法」（平成25年法律第70号。以下「法」という。）第10条の2第1項に定めるとおり、食品関連事業者等が、「食品表示法第6条第8項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令」（平成27年内閣府令第11号。以下「6条8項府令」という。）で定める事項について、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に従った表示がされていない食品の販売をした場合において、自ら当該食品を回収した場合とする。

なお、食品関連事業者等が法人の場合であってその主たる事務所とは別の部門が自主回収を行ったときの届出先については、当該主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市（法第15条第5項に規定する保健所を設置する市をいう。）又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）ではなく、当該部門の施設所在地を管轄する都道府県知事に届け出たとしても、当該施設所在地を管轄する都道府県知事が厚生労働省の食品衛生申請等システム（以下「申請システム」という。）を通じて当該食品関連事業者等からの届出を消費者庁に報告する過程で、当該主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事も申請システムを通じて速やかに把握することとなる体制が整備されている現状を踏まえ、当該部門の施設所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることを可能とする。

また、食品関連事業者等が、食品の自主回収の届出を既に行っている場合であっても、当該食品による消費者の生命又は身体に対する危害が報告されている場合には、当該食品関連事業者等の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事は、法第6条第8項の規定に基づき、回収等の命令の措置を検討すること。

なお、法第10条の2第1項の規定によらないものの、アレルゲンのうち「食品表示基準について」（平成27年3月30日付け消費者庁次長通知）において規定された「特定原材料に準ずるもの」の表示不備を理由として食品関連事業者等が自主回収を行った場合、都道府県知事は、消費者の生命又は身体に対する危害の発生防止の観点から、当該食品関連事業者等に対し、積極的な届出を促すこと。

第2 食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出を要しない場合

法第10条の2第1項に定めるとおり、6条8項府令第4条で規定する「食品の販売の相手方（消費者を含む。）が特定されている場合であって、当該食品の販売をした食品関連事業者等が当該販売の相手方に直ちに連絡することにより、当該食品が摂取されていないこと及び摂取されるおそれがないことが確認されたとき」に該当する場合のほか、6条8項府令第1条で定める事項に係る違反に該当しない場合は届出を要しない。具体的な事例は以下のとおり。

- (1) 名称のみの誤表示（食品を摂取する際の安全性に影響を及ぼすおそれがあるものを除く。）
- (2) 保存温度を本来表示する温度よりも低く表示した場合
- (3) 期限表示を本来表示する期限よりも短く表示した場合
- (4) 生食用と表示する予定であった魚介類等の食品に加熱加工用と表示した場合
- (5) その他食品表示基準第9条、第14条、第17条、第23条、第28条、第31条、第36条又は第39条の規定に抵触する可能性はあるものの、6条8項府令で定める事項の違反とはならない場合

第3 食品の自主回収の届出事項等

1 食品の自主回収の届出事項

食品関連事業者等は、食品の自主回収に着手した後、遅滞なく、6条8項府令第5条に掲げる以下の事項を都道府県知事に届け出ること。

- (1) 食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所
- (2) 食品関連事業者等が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合には当該者の氏名又は名称及び住所
- (3) 当該食品の商品名及び名称、当該食品に関する表示の内容その他の当該食品を特定するために必要な事項
- (4) 当該食品が法第10条の2第1項に該当すると判断した理由（以下「回収の理由」という。）
- (5) 当該食品の回収に着手した時点において判明している販売先、販売先ごとの販売日及び販売数量
- (6) 当該食品の回収に着手した年月日
- (7) 当該食品の回収の方法
- (8) 当該食品が摂取されたことに起因する消費者の生命又は身体に対する危害の発生の有無

2 届出事項の変更等に関する届出

食品関連事業者等は、1に掲げる事項に変更があったとき、又は自主回収が終了したとき（当該食品関連事業者等が食品の自主回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合には、自主回収が終了したことを確認したとき）は、遅滞なく都道府県知事に届け出ること。

3 届出の方法

- (1) 食品の自主回収の届出に当たっては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第58条第1項の規定に基づく届出と同様に、申請システムの活用を推奨すること。

なお、申請システムを使用せず届出をする場合にあっては、「食品等の自主回収届出等に関する様式及び記載要領について」（令和2年8月3日付 薬生食監発0803第2号）の別添1を使用すること。

- (2) 食品関連事業者等は、「特定保健用食品を摂取する上での注意事項」、「機能性表示食品を摂取する上での注意事項」又は「栄養機能食品を摂取する上での注意事項」の表示違反に係る自主回収の届出は、消費者庁長官に直接行うこと。また、特別区の区長に報告を行うこととされている届出のうち、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定する卸売市場（花きの卸売のために開設されるものを除く。）に係るものについても、消費者庁長官へ直接届出を行うこと。

なお、上記以外についても特に必要と認められる場合にあっては、消費者庁長官へ直接届出を行うことができる。

第4 都道府県知事による報告

都道府県知事は、食品関連事業者等から、法第10条の2第1項の規定による届出を受けた場合には、第3の1に掲げる事項に加えて、以下に掲げる事項を消費者庁長官に報告すること。

1 6条8項府令第6条第9項に定める事項

- (1) 6条8項府令第5条第2項による届出を受けた場合にはその旨
(2) 6条8項府令第5条第3項による届出を受けた場合にはその旨
(3) 法第8条第1項の規定による報告を求めた場合にはその旨及びその報告の内容
(4) その他参考となるべき事項

2 健康への危険性の程度

以下に掲げる分類の区分

分類	対象となる食品
CLASS I	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合
CLASS II	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合
CLASS III	喫食により健康被害の可能性が、ほとんど無い場合

第5 その他

- 1 6条8項府令第1条に定められていない事項の食品表示基準違反に係

る食品の自主回収については、法第10条の2第1項に定める届出義務はないが、食品関連事業者等が任意で届出を行う場合は、食品関連事業者等は、第3の3（1）に準じて届出を行うこととする。

なお、特に必要と認められる場合にあっては、消費者庁長官へ直接届出を行うことができる。

- 2 消費者庁長官又は都道府県知事が受理した届出（法第10条の2第1項の規定による届出以外の自主回収の届出を含む。）は、全て申請システムにより公表する。

なお、申請システムにより公表を行った場合であっても、食品関連事業者等の住所又は法人にあって、主たる事務所とは別の部門が自主回収を行った際には、当該所在地を管轄する都道府県知事が別途公表を行うことは妨げない。

- 3 食品関連事業者等は、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）の主旨に鑑み、店頭における食品について、表示の是正等、自主回収以外の適切な対応を行い、また、自主回収した食品であっても、食品衛生上の問題がなく、かつ表示の是正をすることが可能な場合は、食品の有効活用を行い、ひいては過剰な食品ロスとならないように努めること。

- 4 本通知に定める事項については、令和7年6月1日以降に着手される食品の自主回収に適用する。

なお、本通知の施行以前に着手され、届出された食品の自主回収にあっては、なお、従前の例によることができる。